保育所入所に係る優先順位表

A 【基本指数】

1	家庭外労働 居宅外自営	1か月の勤務が160時間以上
2		1か月の勤務が120時間以上160時間未満
3		1か月の勤務が100時間以上120時間未満
4		1か月の勤務が80時間以上100時間未満
5		1か月の勤務が60時間以上80時間未満
6		1か月の勤務が48時間以上60時間未満
7	家庭内労働 居宅内自営	1か月の勤務が160時間以上
8		1か月の勤務が120時間以上160時間未満
9		1か月の勤務が100時間以上120時間未満
10		1か月の勤務が80時間以上100時間未満
11		1か月の勤務が60時間以上80時間未満
12		1か月の勤務が48時間以上60時間未満
13	復職予定	1か月の勤務が120時間以上
14		1か月の勤務が80時間以上120時間未満
15		1か月の勤務が48時間以上80時間未満
16	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等
17	妊娠･出産	出産予定月の前2ヶ月から産後2ヶ月以内
18	疾病･傷病	入院(6か月以上)保育が常時困難
19		常に自宅安静で働けない
20		通院し、保育に支障がある
21	障害	身体障害者手帳1･2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A
22		身体障害者手帳3･4級、精神障害者保健福祉手帳2･3級、療育手帳B
23		上記以外の手帳や等級
24	同居親族の 介護･看護	身体･精神手帳1･2級、療育手帳Aなど寝たきりなどで常時介護･看護が必要な場合(長期入院を含む)
25		上記の状態で、月に半数以上常時介護･看護している場合
26	災害復旧	震災、風水害、火災その他により復旧にあたっている場合
27	求職活動	就労未定
28	通学	就職に必要な技能習得のため学校、職業訓練施設等に通っている
29	虐待･DV	児童虐待のおそれがある場合
30		DVにより育児が困難な場合
31	育休	育児休業取得時に兄弟児の継続入所
32	その他	以上の保育の必要な事由に類するものとして町長が認める場合

B 【調整指数】

33	ひとり親家庭で祖父母と別居
34	ひとり親家庭で祖父母と同居
35	父又は母が単身赴任している世帯
36	保護者が産休又は育休から復職する場合
37	兄弟姉妹がすでに保育所に入所している場合
38	同居の祖父母等(60歳未満)の補完的な保育が可能
39	申込児童以外の就学前児童を保護者(親族)が保育をする場合
40	保護者が保育士として、産休又は育休から復職する場合もしくは就業する場合
41	鞍手町子どものための教育･保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則(平成27年鞍手町規則第6号)別表の備考2(2)に該当する場合(※障害児(者)のいる世帯)
42	鞍手町長が特に必要と認める場合

【同一指数の場合の優先項目】

順位	項目
1	≪優先順位①～⑩≫ ①災害　②ひとり親等　③虐待又は配偶者からの暴力　④傷病･障害　⑤介護 ⑥居宅外労働(自営)　⑦居宅内労働(自営)　⑧通学　⑨出産　⑩求職
2	就労時間
3	兄弟姉妹の在園児の有無